

10. 公的な制度・サービス等

(1) 熊本市優待証（さくらカード①）の交付

障がい者の方々により多く社会参加していただき、健康でいきいきとした生活を送っていただくため、提示により、市の施設などが無料もしくは割引で利用できるほか、「おでかけ IC カード」を申請することで、市内を運行する路線バス・電車（JR を除く）・市電を 1 割の負担額で利用できる「さくらカード①」（障がい者用）を交付しています。

◆対象者

熊本市に住民登録のある身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級、療育手帳 A1・A2・B1 所持者または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◆無料で利用できる施設

熊本城、旧細川刑部邸、熊本博物館、熊本市動植物園、監物台樹木園、立田自然公園

そのほか無料で入場できる文化施設や体育施設などがあります。直接、利用する施設へお尋ねください。※平成 28 年熊本地震の影響により、入園できない施設がございます。

◆申請に必要なもの

- ①顔写真（縦 4cm×横 3cm）
- ②対象の障害者手帳すべて
- ③手数料 300 円

※代理人が申請される場合は、別途代理人の身分証明書をお持ち下さい。

【問い合わせ・申請窓口】 各区役所福祉課、各総合出張所 電話 P103～104 参照

(2) おでかけ IC カード

「さくらカード①」をお持ちの方が、熊本市内を運行するバス・電車（JR を除く）・市電を 1 割の負担で利用するには、「おでかけ IC カード」の申請が必要です。

おでかけ IC カードに現金をチャージして、降車時に通常運賃の 1 割の金額をおでかけ IC カードから差し引きます。

◆対象者

さくらカード①をお持ちの方

[＜次ページに続く＞](#)

◆申請に必要なもの

- ①さくらカード①
- ②対象の障害者手帳すべて
- ③手数料 500 円（デポジット相当分）

※代理人が申請される場合は、別途代理人の身分証明書をお持ち下さい。

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

※詳しいご利用方法はおでかけ IC カード交付時にお渡りする「ご利用ガイド」をご確認ください。

【問い合わせ先】 各区役所福祉課 電話 P103～104 参照

(3) 障がい者福祉タクシー利用券

熊本市内を営業区域としているタクシーを利用する場合、料金の一部を助成する利用券を交付します。

◆対象者

身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2 または精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級をお持ちで市内に住民登録があり、本人の所得税が非課税の方

◆利用券の種類

(1) 福祉タクシー利用券 (普通タクシー用)	1 回の乗車につき 450 円を助成。
(2) 患者等輸送タクシー利用券 (リフト付タクシー用)	1 回の乗車につき小型車なら 550 円、中型車なら 1,090 円、大型車なら 1,360 円を助成。

※(1)は年間 40 枚、(2)は年間 35 枚を上限として交付。交付年度内有効。

◆申請に必要なもの

- ①対象の障害者手帳すべて
- ②印鑑
- ③所得税非課税を証明するもの（その年の転入者等）

※代理人が申請される場合は、別途代理人の印鑑及び身分証明書をお持ちください。

[＜次ページに続く＞](#)

◆申請窓口

各区役所福祉課および各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所福祉課 電話 P103~104 参照

(4) 障がい者燃料費助成券

1人で外出できない、他の移動支援の助成事業（さくらカード・福祉タクシー利用券）をこれまで利用したことがない・利用できない重度の知的障がいのある方を対象に、同居の家族等が運転する自家用車に対する燃料費の助成事業です。

◆対象者

1人で外出できない在宅の重度障がい者で、以下のいずれにも該当するもの。

- (1)療育手帳A1・A2所持者
- (2)所得税が非課税の者
- (3)熊本市優待証（さくらカード）の交付を受けていない者
- (4)熊本市障がい者福祉タクシー利用券の交付を受けていない者
- (5)障がい者支援施設及び障がい者施設等に入所していない者
- (6)医療機関に入院していない者

◆対象自動車

対象者の家族等が所有する自家用車

◆助成額

対象者1人につき上限12,000円分（年間）1,000円券を12枚

※交付月により枚数が異なります。交付年度内有効。

◆申請に必要なもの

- ①対象者の療育手帳
- ②対象車両の車検証写し
- ③申請者の身分証明書
- ④申請者の印鑑
- ⑤対象者の所得税非課税を証明するもの（その年の転入者等）

◆申請窓口

各区役所福祉課及び各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所福祉課 電話 P103~104 参照

(5) 施設入場料・個人使用料の減免

窓口での障害者手帳の提示により、次の施設の入場料・個人使用料が減免されます。

◆入場料が無料となる施設

熊本城・熊本市動植物園・旧細川刑部邸・熊本博物館・塚原歴史民俗資料館・立田自然公園・県立美術館・熊本県伝統工芸館・監物台樹木園・県立装飾古墳館・熊本県農業公園

※介護者や同伴者も割引・無料となる場合がありますので、各窓口にお尋ねください。

◆個人使用料が全額免除となる施設

◎市体育施設

競技場、屋内プール、武道場、弓道場、アーチェリー場、スケートリンク、トレーニング室

◎県立総合体育館

室内温水プール、トレーニング室、元気体力測定室

◎熊本武道館

◎熊本県民総合運動公園

陸上競技場、地下トレーニング室、レンタル自転車

◎パークドーム熊本

室内温水プール

※城南弓道場については、個人使用料が無いため、免除の対象となりません。

※熊本市現代美術館は観覧料が団体割引料金になります。(観覧料は展覧会により異なります。)

※その他の施設でも優遇される場合がありますので、各窓口にご確認ください。

※平成 28 年熊本地震の影響や、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用制限が行われている場合があります。必ず各施設にご確認のうえ、ご利用ください。

【問い合わせ先】 各施設の料金支払窓口

(6) 自動車運転免許取得費の助成

障がいのある方が、就労等の社会参加のため運転免許を取得する場合に、10万円を限度としてその費用の一部を助成します。(所得制限等があります。)

※ 自動車学校の入校前に申請が必要となります。

◆対象者

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方：早見表をご覧ください (P6~7)
- (2) 療育手帳をお持ちの方又はその他の知的障がい者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

[<次ページに続く>](#)

【問い合わせ先】 熊本市障がい保健福祉課 電話 096-328-2519

(7) 自動車改造費の助成

身体障がいの方が、就労等の社会参加のために自ら運転する本人名義の自動車を改造する必要がある場合に、10万円を限度としてその費用の一部を助成します。(所得制限等があります。)

※自動車の改造前に申請が必要となります。

◆対象者

身体障害者手帳をお持ちの方：早見表をご覧ください（P6～7）

【問い合わせ先】 熊本市障がい保健福祉課 電話 096-328-2519

(8) 駐車禁止の適用除外

歩行が困難な障がいのある方は、申請により「駐車禁止除外指定車標章」の交付が受けられます。

◆対象者

次の(1)～(6)のいずれかに該当する方

- (1)身体障害者手帳の交付を受けており、歩行が困難な方
(視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい、肢体不自由、内部障がい)
- (2)療育手帳の交付を受けており、重度の障がい（A2以上）を有する方
- (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級の障がいを持つ方
- (4)色素性乾皮症で、小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方
- (5)色素性乾皮症で、保護者が医療受給者証の交付を受けている方
- (6)戦傷病者手帳の交付を受けており、重度障がいを持つ、歩行が困難な方

※対象となる等級が定められていますので、申請される前に電話等によりご確認ください。

【問い合わせ先】 熊本県警察本部交通規制課又は各警察署交通課（係）

(9) 熊本県ハートフルパス制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など移動に配慮が必要と認められる方に、県内共通の「利用証（ハートフルパス）」を交付することで、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度です。

◆対象者

次の(1)～(5)のいずれかに該当する方

- (1)交付基準（※）に該当する視覚障がい、平衡機能障がい、肢体障がい、運動機能障がい、内部障がい、知的障がい（療育手帳A1またはA2）精神障がい（精神障害者保健福祉手帳1級）により移動に配慮が必要な方
- (2)介護保険被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が「要介護1」以上の方
- (3)指定難病医療受給者証をお持ちの方
- (4)妊産婦で妊娠7か月から産後3か月の方
- (5)診断書等により移動に配慮が必要な状況が確認できる方

※対象となる等級が定められていますので、詳細はお問い合わせください。

◆申請に必要なもの

- ①申請書
- ②障害者手帳、介護保険被保険者証、指定難病医療受給者証、母子手帳のいずれか
- ③移動に配慮が必要な状況及びその期間が確認できる診断書（※②をお持ちでない方のみ）

【問い合わせ先】 熊本県 健康福祉政策課 電話 096-333-2202

(10) 福祉バス

障がい者の地域における社会活動参加を容易にするために、福祉バス（リフト付）の運行を行っています。研修およびスポーツ・レクリエーション等に利用できます。

◆対象者

本市に居住する又は、活動の拠点を置く障がい者（児）並びにその家族及び支援者、障がい福祉関係者の団体。

【問い合わせ先】 熊本市障害者福祉センター希望荘 電話 096-371-5533
FAX 096-364-5309

(11) 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送

高齢者や障がいのある方など、単独では公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、運営協議会が認めたNPO法人などの非営利法人が、自家用自動車を使用して行う有料の輸送サービスのことです。通院や通所だけでなく、買い物やレジャーなどにもご利用いただけます。

◆利用要件

下記の要件に該当する高齢者や障がいのある方などで、運送主体にあらかじめ会員登録をいただいている方が対象です。利用者と同乗する場合、介助者や付添人の方も一緒に利用できます。

◎身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、

- (1)18歳以上で第1種身体障がい者の方
- (2)18歳未満の方（ただし、18歳以上の者であって高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校の高等課程に在学する方を含む）
- (3) (1)及び(2)に該当しない方で、居住する市町村から単独での公共交通機関の利用が困難である旨の認定を受けた方

◎療育手帳の交付を受けている方のうち、

- (1)18歳以上で障がいの程度がA1又はA2の方
- (2)18歳未満の方（ただし、18歳以上の者であって高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校の高等課程に在学する方を含む）
- (3) (1)及び(2)に該当しない方で、居住する市町村から単独での公共交通機関の利用が困難である旨の認定を受けた方

◎介護保険法に基づく要介護認定を受けている方のうち、

- (1)要介護度3～5の認定を受けている方
- (2) (1)に該当しない方で、居住する市町村から単独での公共交通機関利用が困難である旨の認定を受けた方

このサービスを利用したい場合は、各運送主体に直接ご相談ください。

なお、車両台数等が限られておりますので、相談しても利用できない場合があります。

<次ページに続く>

運送主体名	所在地	電話番号
熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合	熊本市東区長嶺西	096-274-3000
NPO法人 ライフサポートすみれ	熊本市中央区渡鹿	096-363-2617
社会福祉法人 美里町社会福祉協議会	美里町永富	0964-47-0065
社会福祉法人 恵春会	熊本市南区城南町	0964-28-4680
NPO法人 はなみずきの会	大津町室	096-232-9363
NPO法人 武蔵ヶ丘 ご近所クラブ	熊本市北区武蔵ヶ丘	090-2585-5187
NPO法人 SKウェルネス	御船町滝尾	080-5215-3578
NPO法人 NEXTEP	合志市幾久富	096-227-9001
社会福祉法人 山紫会	合志市御代志	096-242-0138
特定非営利活動法人 自立応援団	熊本市北区貢町	096-288-5355
NPO法人 みらいけあ	熊本市北区楠	096-339-1837
NPO法人 糸	熊本市東区長嶺東	096-297-8718
NPO法人 ぱんぷきん	熊本市北区飛田	096-288-3450

【問い合わせ先】 熊本市 健康福祉政策課 電話 096-328-2340

(12) 手話通訳者の設置

各区役所に設置している手話通訳者が、聴覚・言語障がい等のある方のために、庁舎内での手話通訳を行います。

【問い合わせ先】 熊本市 障がい保健福祉課 電話 096-328-2519

(13) 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

聴覚、言語障がい者と健聴者との意思疎通を円滑にするために、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、聴覚・言語障がい及び視覚障がいのある方（盲ろう者）の意思疎通支援のために、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

◆派遣事由

- (1) 公的機関における諸手続き
- (2) 保健所や医療機関等における受診、相談
- (3) 冠婚葬祭
- (4) 学校行事の参加
- (5) その他各種講演会、研修会等

【問い合わせ先】

熊本聴覚障害者総合福祉センター（手話通訳者派遣）

電話 096-383-5587 FAX 096-384-5937

熊本県聴覚障害者情報提供センター（要約筆記・盲ろう者介助員派遣）

電話 096-383-5595 FAX 096-385-7821

熊本市障がい保健福祉課

電話 096-328-2519

(14) 視覚障害者生活訓練事業

視覚障がい者の自立と社会参加を促進するために、日常生活上必要な訓練・指導を行います。相談に応じるほか、歩行訓練、点字指導、料理教室やパソコン教室などを開いています。

【問い合わせ先】

社会福祉法人熊本県視覚障がい者福祉協会 熊本県点字図書館

電話 096-383-6333 FAX 096-384-7821

ホームページ：<http://kumaten.jimdo.com/>

熊本市障がい保健福祉課

電話 096-328-2519 FAX 096-325-2358

(15) 熊本県地域精神障がい者スポレク大会（ふれあいピック）

精神障がい者のスポーツレクリエーションによる地域交流、社会参加及び地域社会の理解を目的に開催されます。（毎年10～11月頃の予定）

【問い合わせ先】 熊本市精神保健福祉室 電話 096-361-2293

(16) ヘルプカード

内部障がいや発達障がい、難病など、外見からわかりにくい障がいのある人などが、周囲の人に配慮や支援を必要と知らせるためのカードです。

カードには、手伝ってほしいことや氏名、緊急連絡先、障がいや病気について記入することができます。

◆配布場所

- ・熊本市障がい保健福祉課
- ・各区役所福祉課
- ・各総合出張所
- ・熊本市障がい者相談支援センター
（P11～12参照）



※熊本市ホームページからダウンロードすることも可能です。

【問い合わせ先】 熊本市障がい保健福祉課 電話 096-328-2519

(17) ふれあい収集

ごみをごみステーション（収集場所）まで出すことが困難な世帯に対する支援として、ごみを玄関前まで収集に伺う「ふれあい収集」を実施しています。

◆対象世帯

次のいずれかに該当する方のみで構成される世帯で、他の方の協力を得ることが難しく、ごみをごみステーション（収集場所）まで出すことが困難な世帯が対象です。

- ①要介護1～5までの方
- ②身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
（※肢体不自由または視覚障害の方のみ）
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ④療育手帳Aの交付を受けている方
- ⑤その他、何らかの事情でごみをごみステーションまで出すことが困難な方

◆申請に必要なもの

①熊本市ふれあい収集申請書

ホームページからダウンロードしてください。各区役所総務企画課の窓口にもございます。

②要介護度や障害の等級などが確認できるもの（世帯全員分）

- ・要介護度1～5の方 → 介護保険被保険者証の写し
（氏名、生年月日、要介護度、認定期間などが確認できるもの）
- ・身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている方 → 身体障害者手帳等の写し
（氏名、生年月日、障害の名称、等級などの記載があるもの）

③②をお持ちでない方で、何らかの事情でごみをごみステーションまで出すことが困難な方は、親族以外のケアマネジャーや相談支援専門員など申請世帯の生活状況を把握している方が記入した意見書と必要書類の写しが必要です。

◆申請書提出先 ※お住まいの区役所の総務企画課へ郵送又はご持参ください。

中央区総務企画課	TEL：096-328-2610	〒860-8601	中央区手取本町1-1
東区総務企画課	TEL：096-367-9121	〒862-0902	東区東本町16-30
西区総務企画課	TEL：096-329-1142	〒861-5287	西区小島2丁目7-1
北区総務企画課	TEL：096-272-1110	〒861-0136	北区植木町岩野238-1
南区総務企画課	TEL：096-357-4112	〒861-4151	南区富合町清藤405-3

【問い合わせ先】 廃棄物計画課 電話 096-328-2359